

## 研究費等で作成されたテキストの不適正な取扱いについて

研究倫理調査委員会において、「研究費の不正使用」についての内部告発に基づき、調査を行った結果について公表します。

なお、「国立大学法人奈良教育大学研究活動の不正行為に関する取扱指針」第22条第1項の規定に基づき、不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、調査機関が公表時までに行った措置の内容、委員の氏名・所属、調査の方法・手順等によります。

### 記

- ・研究倫理調査委員会報告書（資料編は省略）（20.2.29 報告）

平成 20 年 2 月 29 日

国立大学法人奈良教育大学長  
柳 澤 保 徳 殿

研究倫理調査委員会

委員長	長 友 恒 人
委員	梅 村 佳 代
委員	佐 野 誠
委員	重 松 敬 一
委員	谷 口 義 昭
委員	安 田 寛

研究活動の不正行為に関する本調査の結果について（報告）

1．申し立て者 XXXXXXXXXX 氏

2．調査対象者 岡 本 定 男 氏

3．申し立ての種類 研究費の不正使用

4．疑義の要点

教員研究費により作成したテキストを複数の授業科目において多年にわたり有料で学生に配付しながら、その収益を国庫（ママ）に納めず、私的に流用した、あるいは所持している疑い。（参考資料 1：申立書の「疑義の要点」による。）

5．本調査の経緯と方法

本事案は、平成 19 年 7 月 19 日に申し立て者から「不正行為に関する申立書」が理事（総務）宛に提出されたものである。（参考資料 1）

学長は、この告発により、平成 19 年 7 月に国立大学法人奈良教育大学研究活動の不正

行為に関する取扱指針（以下「指針」という。）第6条に基づく予備調査を研究倫理調査委員会に依頼し、同年8月9日に同調査委員会は予備調査の結果を学長に報告した。（参考資料2）

この報告を受け、学長は、同指針第8条に規定する調査委員会の設置を決定し、本調査の実施を研究倫理調査委員会に指示した。

研究倫理調査委員会は、委員会を計6回開催し、ヒアリングを3回実施した他、学生へのアンケート調査を行った。

開催日等は下記のとおりである。

#### （委員会の開催）

第1回：平成19年10月2日に申立書の内容、予備調査の結果報告を検討した結果、学生へのアンケート調査を実施すること及び委員の調査分担を決め、ヒアリングの日程調整を行った。

第2回：平成19年10月31日に申し立て者及び会計課職員へのヒアリング内容の確認、学生への調査結果の確認、調査対象者へのヒアリング内容の検討を行った。

第3回：平成19年11月13日に調査対象者へのヒアリングの質問内容を検討、学生への調査結果の分析を行った。

第4回：平成19年12月26日に調査対象者のヒアリング内容の確認、報告書記載事項の検討を行った。

第5回：平成20年1月10日に報告書（案）について検討を行った。

第6回：平成20年1月30日に報告書（案）について検討を行った。

#### （ヒアリング）

第1回：平成19年10月23日 対象者 申し立て者 ■■■■■氏

第2回：平成19年10月30日

対象者 ■■■■■会計課長、■■■■■担当係長、■■■■■担当係長、■■■■■氏

第3回：平成19年11月30日 対象者 調査対象者 岡本定男氏

## 6. 調査結果

### 学生へのアンケート調査に関して

学生へのアンケートは教育基礎論 B の受講者の中から各年度10名程度を抽出して、10月2日から30日の間に本調査委員会委員が分担して実施した。ただし、2007年度の学生については、受講者が少ない（8名）ため、対象外とした。また、教育基礎論 についても、各年度受講者数が少ないため、調査対象外とした。

なお、特別活動の研究については、2006年の一部の受講生にアンケートを実施した。

アンケート調査総数は48名で、教育基礎論 B 41名、特別活動の研究7名であった。

アンケート内容は、別紙 1 のとおりで、別紙 2 のとおり集計結果を得た。

具体的には次のとおり。

全員がテキストを購入していた。

購入額は、ばらつきがあるが、1,500 円から 3,000 円の範囲であり、2,000 円と答えた学生が半数以上あった。

購入時に殆どの学生が領収書を貰っていない。

テキストの購入は、強制的又はやや強制的であった。

アンケート対象外の受講者についても、全員購入又はほとんどの受講生が購入していたと推測される。

購入代金の用途について、説明があったと答えたのは 12 名、説明がなかったと答えたのは 29 名であった。

用途の会計報告は、大多数の 39 名がなかったと答えている。

調査対象者のヒアリングの結果から（平成 19 年 11 月 30 日実施。別紙 4 - 2）

1997～2007 年度（1998 年度を除く）に校費又は教員研究費を使用して、講義にかかるテキストを制作していたことを確認した。

学生に有償でテキストを配付したのは、2002 年度の受講生からで、2001 年度までは、無償での配付と答えている。

テキストを学生に購入させたのは、任意ではなく義務的であり、全員が購入していたとの回答であった。

テキスト代金の用途については、説明したつもりだが、明確には覚えていない。との回答であった。

学生に有償としたテキストの単価は、2002 年度は 500 円、2003 年度は 1,000 円、2005 年度は 1,500 円、2006 年度は 2,000 円だったと記憶しているとの答えであった。

また、テキストの単価は、作成した費用と謝金を勘案したものとのことであった。

毎年の収入総額は毎年の単価×受講生と答えている。（参考：別紙 7「学生から徴収したテキスト代金の推定総額」）

テキスト代金の収支の記録はない。2007 年秋現在で、10 万円程度残っている。

テキスト代金の用途は、学生アルバイト（データ入力）の謝金、非常勤講師への謝金と交通費、贈呈した際の郵送費として使用している。

2002 年度に会計課に、学生に売った代金をどうするかを聞いた。2006 年秋に会計課司計係長に講演会で売った代金を納付する方法はないかと聞いたが、会計課は本気で聞いてくれなかった。やる気があるのかと感じた。

学生アンケート結果と被告発人ヒアリング内容との差異について  
 テキストの単価に関して、違いがある。

学生調査結果から			被告発人の金額	差
年度	金額	人数 <sup>1</sup>		
2002	2,000 円又は 2,500 円	1	500 円	1,500 円又は 2,000 円
2004	1,500 円	1	1,000 円	500 円
	1,500 円～2,000 円	1		500 円～1,000 円
	1,500 円又は 2,000 円	1		500 円又は 1,000 円
	2,000 円	8		1,000 円
	2,000 円～2,500 円	1		1,000 円～1,500 円
	3,000 円	2		2,000 円
2005	1,500 円	2	1,500 円	なし
	1,700 円～1,800 円	3		200 円～300 円
	2,000 円	8		500 円
	覚えていない分からない	4		
2006	2,000 円	8	2,000 円	なし
	2,500 円ぐらい	7		500 円ぐらい
年度不明	2,000 円	1		
計		48 人		

各年の最低額は、2002 年度 2,000 円、2004 年度・2005 年度 1,500 円、2006 年度 2,000 円である。最高額は、2002 年度 2,500 円、2004 年度 3,000 円、2005 年度 2,000 円、2006 年度 2,500 円である。

会計課職員のヒアリングの結果から（別紙 4 - 3）

平成 13 年（2001 年）以前の印刷物で、校費による印刷の執行が確認されたのは、1999 年の『大学の教師を遊ぶ』『大学の講義を彩なす』、2000 年の『大学の授業を沸かす』の 3 冊であった。『大学の授業を生きる』『大学の授業を拓く』は、校費での印刷の執行が確認できなかった。平成 14 年度以降の印刷経費の総額は 2,929,550 円である。（詳細については別紙 5）

\* 確認された事項の要約

- 1) 調査対象者が問題とされているテキストを有償で配付したと確認された授業
  - ・教職専門科目「教育基礎論 B（教育の理念・思想）」

・教職専門科目「特別活動の研究」

## 2) 有償で配付したテキスト

「教育基礎論 B(教育の理念・思想)」

2002年度 『大学の授業を翔る～「体感的教育」実践の無限界』

2003年度 2002年度に同じ

2004年度 『大学の授業を超える「体感的教育」実践の紅蓮道(ぐれんどう)』

2005年度 『大学の講義を萌(もや)す「体感的教育」実践の無尽力』

2006年度 2005年度に同じ

2007年度 2005年度に同じ

「特別活動の研究」

シラバス上、使用テキストの記載はないが、学生へのアンケート調査の回答によれば、有償で配付している。

## 3) テキストの作成年及び費用の出処

被告発人は、1997年(平成9年)(「大学の授業を生きる」新踏社)以降、「体感的教育実践」シリーズとして2007年(平成19年)まで11冊の授業冊子を作成し、校費(法人化後は教員研究費)による印刷を認めている。

このうち、会計課の記録で、国立学校校費(法人化後は教員研究費)での作成(印刷)が確認されたものは、次の9冊である。

1999年 『大学の教師を遊ぶ』、『大学の講義を彩なす』、

2000年 『大学の授業を沸かす』

2001年 『大学の講義を醸す』

2002年 『大学の授業を翔ける』

2003年 『大学の講義を研す』

2004年 『大学の授業を超える』

2005年 『大学の講義を萌す』

2006年 『大学の講義を灯す』

また、1997年『大学の授業を生きる』、2001年『大学の授業を拓く』は、会計課の記録上、その執行を確認できなかった。

## 4) テキスト代金

学生に有償で配付したテキスト代金を、国庫又は法人に納めていない。

用途に関しては、学生アルバイト(データ入力)の謝金、非常勤講師への謝金と交通費、贈呈した際の郵送費として使用した。

また、この残金として、約10万円を現在も個人保管している。

## 7. 結論

以上の調査結果から申立人からの申立書の記載事項は、ほぼ事実であると確認された。

- 1) 国立学校校費（法人化後は教員研究費等）で作成されたテキストは、無償で学生に配付し授業で使用することが通例である。このため、調査対象者の行為は、国立学校校費（法人化後は教員研究費等）の不適正な支出であると認定した。
- 2) テキストを販売して得た収益に関しては、基本的に国庫又は法人に納めるべきところであるが、この経理処理がなされていない。このことは社会的常識に照らして不正常である。調査対象者が学生から徴収したテキスト代金の総額は、法人に納めるべきである。
- 3) テキスト代金の使途について、調査対象者のヒアリングによれば、学生アルバイト（データ入力）の謝金、非常勤講師への謝金と交通費、贈呈した際の郵送費となっており、本来国立学校校費（法人化後は教員研究費等）での支出を行うべきものに流用している。なお、本委員会の調査では、申し立て者の疑義にある個人としての私的な流用は確認されなかった。

## 資料編

別紙 1：学生アンケート調査用紙

別紙 2：学生アンケート調査結果一覧

別紙 3：年度別受講生数一覧

別紙 4 - 1：告発者ヒアリング要約

別紙 4 - 2：調査対象者ヒアリング要約

別紙 4 - 3：会計課職員ヒアリング要約

別紙 5：会計課提供資料

別紙 6：教務課提供資料

別紙 7：学生から徴収したテキスト代金の推定総額

参考資料 1：不正行為に関する申立書

参考資料 2：研究活動の不正行為に関する予備調査の結果について（報告）